

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年3月

1 現 状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

区 分	公 務 員				民 間			A/B
	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
全 体	3 人	50 歳	227, 900 円	242, 400 円	—	— 歳	— 円	—
清掃職員	— 人	— 歳	— 円	— 円	—	— 歳	— 円	—
学校給食	— 人	— 歳	— 円	— 円	—	— 歳	— 円	—
用務員	3 人	50 歳	227, 900 円	242, 400 円	用務員	54 歳	227, 200 円	1.1
運転手	— 人	— 歳	— 円	— 円	—	— 歳	— 円	—
その他	— 人	— 歳	— 円	— 円	—	— 歳	— 円	—

※ 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種毎の職員の基本給の平均である。

※ 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。
(平成16年～18年の3か年平均)

※ 技能労務職の職務と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態の点において完全に一致しているものではない。

(2) 年齢別職員数

区 分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳
	未	と	と	と	と	と	と	と	と	と	と	以上
	満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	
全 体	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0
清掃職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
学校給食	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
用務員	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0
運転手	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

行政職給料表(二)2級制を適用

イ 技能労務職員に係る特殊勤務手当

技能労務職員に係る特殊勤務手当はありません。

ウ 昇格基準

毎年1月1日に前1年間における勤務成績に応じ、4号給(57歳を超える場合は2号給)を標準として昇給する。

2 基本的な考え方

技能労務職については、平成17年4月の三島村行政改革実施計画に基づき、退職者不補充職種としており、現在、新規の採用は行っていない。
給与面に関しては、国・県・近隣市町村の動向を注視し、適宜改正等の判断をしていく。

3 具体的な取組内容

技能労務職は退職者不補充職種であるため、用務員の順次民間委託(嘱託員化を導入)を行っており、新規の採用を行わないことで、技能労務職員数の抑制と共に、若年層における雇用の場の確保を図ることと地域の活性化につなげてまいります。

この取組方針は、平成19年7月6日付け総行給第61号・総財公第97号で、総務省自治行政局公務員部長及び総務省大臣官房審議官(公営企業担当)から通知のありました「技能労務職等の給与等の総合的な点検の実施について」に基づき策定したものであり、村民の理解と納得が得られるよう公表します。

三島村役場総務課
